簡易公募型に準じた競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成２９年　４月２１日
分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局　平良港湾事務所長　　林　輝幸

１．業務概要

（１）業務名　平良港（漲水地区）岸壁細部設計業務（電子入札対象案件）

（２）業務内容

本業務は、平良港（漲水地区）岸壁(-10.0m)及び港湾施設用地護岸の細部設計を行い、工事実施に必要な岸壁、港湾施設用地護岸の実施設計を行うものである。また、『港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第五項の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示』に基づき、平良港（漲水地区）の港湾施設に対して適切な維持管理を行うための計画書の作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

・設計計画　１式
・設計条件の設定　１式
・細部設計　１式
　岸壁(-10.0m)
　港湾施設用地護岸
・実施設計　１式
・施工検討　１式
・協議・報告　１式
・照査　１式
・成果物　１式
・維持管理計画書作成　１式

（３）履行期間　　契約締結日の翌日～平成３０年３月２８日まで

（４）本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が１００万円を超える場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。なお、予定価格が１００万円を超え１，０００万円以下の業務においては、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第８５条にもとづく調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を設定するものである。

（５）本業務は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

（６）本業務は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行業務である。

２．指名されるために必要な要件

入札参加者は、２－１に掲げる資格を満たしている単体企業又は２－２に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

２－１．単体企業

（１）予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）沖縄総合事務局における平成２９・３０年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

（５）本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成２９年度管内港湾技術審査補助業務（受託者：(一財)港湾空港総合技術センター)」（以下Ｈ２９技術審査補助業務）及び「平成２９年度平良港発注補助業務（受託者：(一財)港湾空港総合技術センター)」（以下Ｈ２９発注補助業務）の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、Ｈ２９技術審査補助業務及びＨ２９発注補助業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

（６）警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２－２．設計共同体

（１）２－１．に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成２９年４月２１日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から平良港（漲水地区）岸壁細部設計業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

（２）各構成員は実施する分担業務に応じて１名以上の担当技術者を配置できること。

また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。

（３）業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

２－３．入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（平成２５年１２月１６日付け府開管理第１９４３号）（以下「競争契約入札心得」という。）第４条の３第２項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②においても同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②においても同じ。）の関係にある場合。

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定に選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

（３）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合。

その他上記（１）から（３）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

２－４．参加表明書に関する要件

（１）参加表明書の提出者に対する要件

① 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成１９年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有さなければならない。（業務実績は国、都道府県、政令市等の実績について評価する）

・同種業務：港湾区域における岸壁のケーソン細部設計を行った実績。

・類似業務：港湾区域における細部設計を行った実績。

なお、設計共同体の場合は構成員の全ての者が１件以上の実績を有すること。

② 実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港事業）及び国土交通省各地方整備局発注業務（港湾空港事業）であり、請負業務成績評定を得ているものにおいては、６０点以上であること。

③ 平成２６年度から２７年度末までに完了した業務のうち、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港事業）の競争参加資格業務区分「土木関係建設コンサルタント業務」及び国土交通省各地方整備局発注業務（港湾空港事業）の業務区分「建設コンサルタント等」の年度毎の平均業務成績が２年連続で６０点以上であること。

ただし、１００万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港事業）及び国土交通省各地方整備局発注業務（港湾空港事業）の実績がない場合は、この限りではない。

④ 業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。また、設計共同体の場合に業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

（２）配置予定技術者に対する要件

外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）又は国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

指名通知予定日は平成２９年５月２２日（月）とする。

なお、配置予定技術者とは予定管理技術者及び予定照査技術者のことをいう。

①　予定管理技術者

予定管理技術者については下記のｱ)、ｳ)、ｴ)、ｵ）に示す条件を満たす者であり、ｲ）の実績を有する者であることとする。

ｱ)　下記のいずれかの資格を有する者

[1]技術士：【総合技術監理部門（建設－港湾及び空港）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[2]技術士：【建設部門（港湾及び空港）】の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

[3] 土木学会認定技術者（特別上級技術者、上級技術者、１級技術者）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[4] ＲＣＣＭ：（港湾及び空港部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

[5] 海洋・港湾構造物設計士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

ｲ)　下記のいずれかの実績（平成１９年度以降公示日までに完了した業務（業務実績は国、都道府県、政令市等の実績について評価する））を有する者。

[1]以下に記載する「同種又は類似業務」において１件以上の実績を有する者。ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。職務上従事した立場は管理技術者・主任技術者又は担当技術者とする。

・同種業務：港湾区域における岸壁のケーソン細部設計を行った実績。

・類似業務：港湾区域における細部設計を行った実績。

ｳ)　実績として挙げた個々の業務成績が、沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港事業）及び国土交通省各地方整備局発注業務（港湾空港事業）であり、請負業務成績評定を得ているものにおいては、６０点以上であること。

ｴ)　平成２６年度から２７年度末までに完了した業務について、担当した沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港事業）の競争参加資格業務区分「土木関係建設コンサルタント業務」及び国土交通省各地方整備局発注業務（港湾空港事業）の業務区分「建設コンサルタント等」の年度毎の平均業務成績が２年連続で６０点以上であること。

ただし、１００万円以上の沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港事業）及び国土交通省各地方整備局発注業務（港湾空港事業）の実績がない場合は、この限りではない。

ｵ)　参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出期限日において、雇用関係にあること。

②　予定照査技術者

予定照査技術者については下記のｱ)、ｳ) 、ｴ)、ｵ) に示す条件を満たす者であり、ｲ) の実績を有する者であることとする。

ｱ) ①予定管理技術者のｱ) に同じ。

ｲ) ①予定管理技術者のｲ) に同じ。ただし、職務上従事した立場は照査技術者も認める。

ｳ) ①予定管理技術者のｳ) に同じ。

ｴ) ①予定管理技術者のｴ) に同じ。

ｵ) ①予定管理技術者のｵ) に同じ。

（３）指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない場合は、書類不備により指名されるために必要な要件の確認ができないとして失格とする。

２－５．入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験等を勘案するものとする。

なお、参加表明者が１１者以上となった場合は、上位１０者を指名する。

３．総合評価に関する事項

（１）落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び業務の実施方針に対する技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

① 入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が１，０００万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第８５条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第８６条の調査及び業務完了後にコスト調査を行うものとする。

なお、本業務は「低入札価格調査及び詳細な低入札価格調査（試行）対象業務」（以下、「低入札価格調査」という。）である。

③ 上記調査は、資料の提出及びヒアリングを実施するが、資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合（辞退を含む）は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

④ 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予決令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑤ 上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

（２）総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(１－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は６０点とする。

③ 技術評価点の算出方法

参加表明書及び技術提案書の内容に応じ、下記ｱ)、ｲ)の評価項目毎及び本業務の予定価格が１００万円を超える場合には、ｳ)の評価項目を加え評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は６０点とする。

ｱ) 配置予定技術者の経験及び能力

ｲ) 実施方針等

ｳ) 技術提案の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝６０点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（ ｱ）に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（ ｳ）の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（ ｲ）に係る評価点）

④ 詳細は入札説明書による

４．入札手続等

（１）担当部局

〒９０６－００１２　沖縄県宮古島市平良字西里７－２１

沖縄総合事務局　平良港湾事務所　総務課　総務係

電話０９８０－７２－４６７３

ＦＡＸ０９８０－７３－８８０６

（２）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記４．（１）にて交付する。)。

交付期間：平成２９年４月２１日（金）から平成２９年６月１３日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分～１７時００分まで。

（３）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記２－１．（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

（４）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成２９年５月１日（月）１７時００分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の１７時００分（必着）

提出場所：４．（１）に同じ。

提出方法：ｲ) 電子入札システムによる場合

電子入札システムにより提出。ただし、３ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること（必着と

する)。

ﾛ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること（必着とする)。

（５）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成２９年５月３０日（火）１７時００分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の１７時００分（必着）

提出場所：４．（１）に同じ。

提出方法：ｲ) 電子入札システムによる場合

電子入札システムにより提出。ただし、３ＭＢを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること（必着とする)。

ﾛ) 発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出すること（必着とする)。

（６）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局　平良港湾事務所　総務課　総務係に持参すること。

入札日時：電子入札システムによる場合の締め切りは平成２９年６月１３日（火）１７時００分まで。

持参による場合の締め切りは平成２９年６月１３日（火）１７時００分まで。

開札日時：平成２９年６月１４日（水）１０時００分

開札場所：沖縄総合事務局　平良港湾事務所

５．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金　免除。

②契約保証金　免除。

（３）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）手続きにおける交渉の有無　　無。

（５）契約書作成の要否　　要。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約特約事項として添付する。

（６）関連情報を入手するための照会窓口　上記４．（１）に同じ。

（７）本案件は提出資料及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

（８）技術提案書（技術提案の履行確実性の審査に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照)。

（９）詳細は入札説明書による。

６．Summary

（１）Official in charge of disbursement of the procuring entity: Teruyuki Hayashi, Chief of Okinawa General Bureau, Hirara Port Office.

（２）Subject matter of the contract: The design of quaywall at the hirara port.

（３）Time-limit to express interests by electronic bidding system : 17:00 1 May 2017. (by bringing : 17:00 1 May 2017.)

（４）Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 17:00 13 June 2017. (by bringing : 17:00 13 June 2017.)

（５）Bid Opening : 10:00 14 June 2017.

（６）Contact point for tender documentation: Okinawa General bureau , Hirara Port Office , 7-21 Hirara aza nishizato , Miyakojima City, Okinawa prefecture , 906-0012 Japan , Tel 0980-72-4673